

「平成 25 年度 干害応急対策事業」

本年 4 月以降の降水量は、平年値を大きく下回り、依然として小雨傾向にあるため、干ばつや高温による農作物への影響が心配されています。

このため、県は干害応急対策事業により、渇水による農作物の干ばつ被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめるため、農業団体等が実施する水路の掘削、井戸の掘削、揚水機の設置、その他用水確保のための工事などに要した費用について補助します。

○事業名

干害応急対策事業

○事業制度

補助対象

- ・水路の掘削
- ・井戸の掘削
- ・送水管の設置
- ・動力線の架設
- ・揚水機の購入（リース含む）
- ・揚水機場の設置
- ・その他用水確保のため緊急に行う工事

採択条件

今後の干害に備えて、引き続き利用できるものであること。事業費 10 万円以上のもので上限は原則 500 万円とし、各品目ごとの単位面積あたりの妥当投資額を限度とする。

事業主体

市町、土地改良区、土地改良区連合、共同施行（2 戸以上）等

補助率

60%以内（県補助率、市町は別途）



○事業対象期間

平成 25 年 4 月 1 日～9 月 30 日

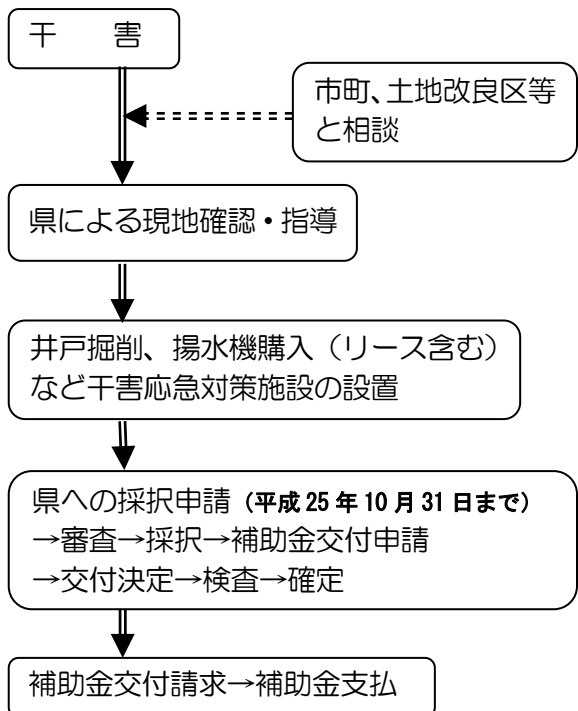
上記期間の内、連続干天日数が 20 日（25 日）以上、又は 30 日間の総雨量が 100mm(60mm) 以下の気象条件を満足する地域及び期間

（ ）：樹園地

連続干天：日雨量 5mm以下

〈対象期間は降雨・干天状況による〉

○手続き



【問い合わせ先】

○市町：土地改良事業担当課

○ 県

農政水産部土地改良課 087-832-3439

東讃土地改良事務所指導課 087-889-0194

小豆総合事務所土地改良課 0879-62-1262

中讃土地改良事務所指導課 0877-62-8003

西讃土地改良事務所指導課 0875-25-4195

平成25年度 干害応急対策事業実施要綱

平成25年8月19日付 25土改第28098号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成25年度における農作物の干ばつ被害を未然に防止するとともに、被害を最小限に留めて農業経営の安定を確保することを目的とした干害応急対策事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業は、次に掲げるものとし、別に定める干害応急対策事業実施基準に基づき実施するものとする。

- (1) 水路の掘削
- (2) 井戸の掘削
- (3) 動力線の架設
- (4) 送水管の設置
- (5) 揚水機場の設置
- (6) 揚水機及び揚水機の附属部品の購入
- (7) その他用水確保のため緊急に行う工事

(事業主体)

第3条 事業主体は、市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は共同施行者とする。

(対象期間)

第4条 事業の実施対象期間は、平成25年4月1日から平成25年9月30日までとする。ただし、上記の期間のうち、連続干天日数が20日（25日）以上又は30日間の総雨量が100mm（60mm）以下の気象条件を満足する地域。

（ ）は果樹園

(補助)

第5条 県は、事業の実施に要した経費について、香川県補助金等交付規則及び香川県干害応急対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、事業主体に補助するものとする。

(事業の採択申請)

第6条 要綱第4条に規定する期日は、平成25年10月31日とし、土地改良事務所長及び小豆総合事務所長を経由して、知事に提出するものとする。

平成25年度 干害応急対策事業実施基準

[平成25年8月19日制定]

平成25年度干害応急対策事業（以下「応急事業」という。）の実施にあたっては、香川県干害応急対策事業補助金交付要綱及び干害応急対策事業実施要綱によるほか下記によるものとする。

記

1. 干害応急対策事業採択の範囲

- (1) 補助の対象となる応急事業の範囲は、当該年の干害を防止する目的をもって適切かつ確実に実施された事業で、将来の干害の防止に利用できるものでなければならない。ただし要綱の揚水機及び揚水機の付属品の貸借も含む。

2. 適用除外

次の各号に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 既存施設を更新するもの。ただし、干害により水位が低下する等、現能力では取水が不可能なもの又は、揚水量が所定量までに達しないため、これを補足するものは補助対象とすることができる。
- (2) 揚水機の燃料費（電力料金を含む。）及び運転労務費
- (3) 水の運搬費
- (4) 個人施行に係るもの
- (5) 干害防止の範囲を著しく逸脱したもの。例えば消防自動車、ボーリング機械、電気探査機の購入、防除用水槽、防火用水槽、鉄筋コンクリートの上屋、自家水道の設置等、他の効用の方が著しく大きいもの。ただし、かん水及び噴霧兼用揚水機については、揚水量毎分15リットル、実揚程20メートル以上のものについてのみ技術的にやむを得ない場合で、他の方法によるよりは工賃が低廉なものに限り補助対象とすることができる。
- (6) かん水用水槽（防除兼用水槽を含む。）のうち1ヘクタール当たりの貯水量が15立方メートルに満たないもの
- (7) 既定計画の実施に係るもの。ただし既定計画の実施までの間において、干害により必要となった用水確保のための揚水機等の賃借料は補助対象とする。
- (8) 干害期間外に実施したもの又は、事業実施の必要性が不明確なもの。ただし、既定計画の実施までの間において、干害により必要となった用水確保のための揚水機等の賃借料は補助の対象とすることができる。
- (9) 水利紛争が原因となり、用水確保のために実施した事業
- (10) 水の購入に係るもの
- (11) 工事の出来高の確認できないもの

(12) 河川の仮締切、崩壊し易い土質地帯の素掘井戸、臨時動力線の架設工事で応急事業実施後に撤去する予定のもの、その他これらに類する一時的な施設。ただし、工事の施工上必要な仮締切は、補助対象とする。

(13) 機械の修理費

(14) 傾斜が20度を超える農地及び土層の厚さが40センチメートル未満の農地に係るもの

(15) 香川県干害応急対策事業補助金交付要綱第4条に定める事前審査と同等の審査を了していないもの

3. 事業費の決定

(1) 事業費の決定は、原則として現地調査によるものとする。やむを得ない理由により机上で行う場合においては、写真その他関係書類を十分検討して行わなければならない。

(2) 事業費の積算は、実際に要した額と県の示した設計単価及び歩掛りにより算出した場合の工事費の額とを比較して少額のみを補助の対象とする。

(3) 工事費については、構造、規格、深さ、延長、断面及び数量並びに契約書、請求書、領収書等を確認の上、(2)の方法により規定する。

(4) 機械器具費については、契約書、請求書、領収書等を確認の上、別記1.2により算出した額を限度とし、その範囲内で実額を補助対象とする。

(5) 干害のため、既存施設のみでは用水不足を生ずる場合、これを補足するために行った必要最小限度の事業については、これらに要した経費を補助の対象とする。

なお、既存施設を撤去する場合は、既存施設の残存価格（売却価格が残存価格を上回る場合は売却価格）は補助対象から除外し、残存価格については、別記3により算出するものとする。

(6) 動力線架線工事の経費については、電気工事業者の請求書及び領収書を確認の上、補助対象とすることができる。

(7) 用地補償費は、近傍類似の土地における補償の実例によるものとする。

別 記

1. 機械購入価格

(1) 新品の場合

県の示した価格とし、これに運搬・据付及び揚水試験等の費用を加算したものとする。

(2) 中古品の場合

別に定める機械中古品価格算出表による

(平成25年度干害応急対策事業単価表)

2. 一般機械賃借料

別に定める賃借料による

(平成25年度干害応急対策事業単価表)

3. 残存価格の算出

残存価格＝標準価格×(1－0.9×使用日数／耐用日数)